資料５－１

京都市認定地域クラブ活動「京クラ」実施主体募集要項（案）

１　目　的

京都市では、子どもたちはもとより、市民の皆様がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる豊かな環境を整備し、全ての人に「居場所」と「出番」がある「子どもを真ん中にしたウェルビーイングなまち」を実現することを目的として、令和１０年（2028 年）８月末をもって市立中学校部活動を原則廃止し、その教育的意義を継承する新たな活動として「京都市認定地域クラブ活動（愛称：京クラ）」を開始する。

本募集要項は、こうした取組の趣旨に則り、子どもたちに提供する活動の実施主体となる地域クラブ等を募集するに当たって、その要件及び手続等について必要な事項を定めるものである。

２　「京クラ」の概要

⑴　活動内容

・　京都市が認定する学校部活動の教育的意義を継承するスポーツ・文化芸術活動であり、生徒の自主的・主体的な参加による活動であること。
・　従来の学校部活動の種目・活動に限らず、多様な活動も対象とする。
・　参加を希望する生徒を広く受け入れる活動であること。

⑵　活動場所

・　京都市立中学校及び義務教育学校や本市施設、実施主体が自ら確保する民間施設など
・　京クラとして認定を受けた活動は、京都市立中学校又は義務教育学校を優先的に使用できる。

⑶　対象

中学生

※１　京都市立中学校、義務教育学校、総合支援学校に限らず、国立・府立・私立・その他市町村立の中学校、特別支援学校等の生徒も参加可能とする。

※２　中学生を中心とした活動を基本とするが、未就学児、小学生、高校生及び成人を含む多世代での活動を妨げるものではない。

⑷　定員・会費

ア　定員については、実施主体の運営体制・指導体制等に鑑み、適切に設定すること。

イ　費用は参加者負担とする。会費（参加費）については、国が示すイメージ※を踏まえ、活動の維持に必要な範囲で可能な限り低廉な金額を設定すること。

※　国が示す参加費のイメージ（補足）

休日に週１日（月４日）程度の活動を実施する場合、月額 1,000 円～3,000 円程度（１日当たりに換算した場合、250 円～750 円程度）。

ただし、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、月額数百円程度や月額 4,000 円程度など、多様な設定があり得る。

⑸　活動時間

ア　平日は１日２時間程度以内、土日は１日３時間程度以内、週当たりの活動時間は合計１１時間程度の範囲内とすること。

なお、当該範囲内においては、土曜日及び日曜日の両日に活動することを妨げない。また、市立中学校等で活動する場合は、祝日や長期休業期間中であっても、平日及び土日の活動時間に準じることとする。

イ　週２日以上の休養日を設けること（活動日は週１日から週５日まで)。

ウ　平日における活動開始時刻は原則１７時以降とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

・　京都市立学校以外の施設等で活動する場合
・　その他、京都市教育委員会が認める場合

⑹　活動開始時期

原則、令和１０年９月以降とする。

なお、令和９年度においては、認定状況等を踏まえて京クラ体験会などを実施する予定であり、別途案内する。

⑺　責任の所在

・　京クラの活動中に事故・トラブル等が生じた場合、その責任は原則として実施主体が負うものとする。
・　活動の実施に当たっては、安全面等に細心の注意を払うとともに、万一事故等が生じた場合には、責任をもって対応すること。また、実施主体として事故等の発生に備え、損害賠償保険に加入するなど、必要な対応を行うこと。

３　京クラの認定要件・申請資格等

⑴　以下の認定要件ア～キをすべて満たすこと。

ア　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

・　生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動となっている。
・　生徒の自主的・主体的な参加による活動となっている。
・　入会時に選抜等を行わないことはもとより、障害の有無その他の事情にかかわらず、参加を希望する生徒を広く受け入れるとともに、参加を希望する生徒については、その状況に応じて必要な配慮を行うよう努める。
・　競技力・技術力強化等の観点から、広域から生徒を集めるものではない。
・　競技性や成果のみに偏重する活動は行わない（例：試合や大会での勝利やコンクールでの入賞のみを目的として、生徒に過度な練習を課したり、一部の生徒しか試合に出場できなくしたりするなど)。

イ　適切な活動時間や休養日が設定されていること。

・　生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定※し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とする。そのうえで、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動内容となっている。

※　あらかじめ定めていた休養日に大会参加や合宿等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。

・　年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表している。

ウ　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

・　国が示す参加費のイメージを踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、京クラを持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費※等が設定されていること。

※　子どもたちが京クラに参加するために必要となる費用であり、いわゆる入会費や材料費等も含む。

※　設定に当たっては、２－⑷に記載の国が示す参加費のイメージ（補足）を参考にしてください。

エ　適切な指導体制が確保されていること。

・　京クラにおいて、指導者はもとより、指導補助、見守り等を行う人材が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、生徒同士のこうした行為も許さない。

・　本市が定める研修（認定後、定期的に実施する研修を含む。）を受講し、本市に登録された指導者等が活動に携わる。

・　持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、単独での指導は認めず、複数の指導人材が携わる。

・　子ども性暴力防止法（日本版ＤＢＳ）係る対応について、本市の指示に従う。

オ　適切な安全確保の体制が確保されていること。

・　生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（ＷＢＧＴ）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底する。

・　万が一の事故発生には、責任を持って対応できるよう、危機管理マニュアルを策定し、指導者もこれを理解している。

・　参加者及び指導者等が、自身のケガ等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入している。

カ　適切な運営体制が確保されていること。

・　次の内容を含む規約等を策定・公表している。

・　団体の目的、役員の選任・解任に関すること。

・　総会の運営など団体の意思決定に関すること。

・　会員の入退会や参加費等に関すること。

・　予算・決算の審議・承認に関すること。

・　公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切

に行われている。

・　営利を主たる目的とせずに京クラを運営する。

・　大会、コンクール、発表会等に参加する場合等にあっては、主催者の要請を踏まえて、当日の運営はもとより、大会の事前準備、撤収その他大会、コンクール、発表会等の開催に必要な業務について、積極的に協力する。

キ　学校等との連携が適切に行われていること。

・　生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理する。

・　活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員が本務外従事により指導する場合等には、その円滑な実施のため、本市や学校との必要な連絡調整を行う。

・　学校施設を利用する場合は、平日の学校の完全下校時刻である午後５時までは学校教育活動を優先とする。

⑵　次の要件に該当しないこと。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　京クラの活動を利用して政治的又は宗教的な勧誘活動等を行おうとする者

ウ　次に掲げるものが滞納状態である者

・　所得税又は法人税

・　消費税及び地方消費税

・　本市の市民税及び固定資産税

・　本市の水道料金及び下水道使用料

※　京都市内に事業所等を有しない者の上記税及び料金等は、主たる事業所所在地の地方公共団体における同種の税及び料金等とする。

エ　指定暴力団員等、京都市暴力団排除条例第２条第４号及び第５号に該当する者

⑶　個人情報の取扱いについて、次に掲げる対応を行うなど、適切な保護措置を講じる取組を行っていること。

・　関係法令に則り、個人情報取得・利用・保管・廃棄等に関するルールを整備し、適切に運用している。

・　アクセス権限の管理やパスワード設定など、個人情報の漏えい・紛失を防ぐための安全管理措置を講じている。

・　従事者への研修や守秘義務の徹底など、組織的に個人情報保護に関する取組を行っている。

⑷　京クラを適切かつ確実に実施できる規模のスタッフを有することはもとより、京クラの主旨を十分に理解し、京都市学校部活動地域展開実施計画の趣旨に合致した活動を的確に遂行できること。

⑸　その他、本市として、京クラの実施主体として適切でないと判断する特段の事情がある場合には、認定を行わない場合がある。

４　認定期間

・　認定の有効期間は認定年度の翌々年度末まで（最長３年間）とする。ただし、認定は令和１０年（2028 年）９月１日付で行うこととする。

・　認定後に、認定要件を満たさなくなった場合、又は、認定要件に反する等の事実が確認された場合等にあっては、認定の決定を取り消す場合がある。

５　申請方法等

⑴　申請方法

・　京クラ認定申請フォーム（以下「申請フォーム」という。）から申請を行うこと。

・　申請フォーム：*【ＵＲＬを掲載】*

・　申請フォームにより難い場合は、事務局に相談のうえ、別に定める提出書類について、次の宛先まで郵送又は持参すること。

・　事務局

【委託業者名】

【送付先住所】〒ＸＸＸ－ＸＸＸＸ

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

⑵　学校施設の利用希望等

・　活動場所として利用を希望する中学校・義務教育学校や、曜日・時間等がある場合は、別添の学校設備、備品及び利用可能時間帯等一覧を参照のうえ、希望する活動が可能な施設、曜日、時間帯等を記入すること。

・　同一の中学校・義務教育学校において、活動内容、希望する曜日・時間等が重複する複数の申請があった場合等には、必要に応じてヒアリングを行ったうえで、総合的に判断を行い、調整を行う場合がある。

・　中学校・義務教育学校の利用を希望するに当たっては、当該学校における大規模改修工事その他の事情により一定期間使用できない場合がある点について、あらかじめ理解したうえで申請すること。

・　中学校又は義務教育学校を使用できるのは、原則、平日は１７時から２１時まで、土日祝は９時から２１時までとする。ただし、夜間校庭開放事業を実施している学校におけるグラウンドについては、平日、土日祝ともに１９時までとなる場合があるほか、その他学校ごとの個別事情により、異なる場合がある。

６　審査の方法等

⑴　審査

・　提出された書類に基づき、認定要件に合致するかを京都市が審査する。

・　原則書面審査とするが、必要に応じて、ヒアリングや現地確認等を行う場合がある。

⑵　審査結果の通知

・　審査結果はすべての申請者に通知するとともに、京クラとして認定された活動について、京都市ホームページにおいて公表する。

７　募集期間

令和９年（2027 年）１月●●日（●）～　令和９年（2027 年）２月●●日（●）まで

８　活動開始までのスケジュール（予定）

- 令和９年（2027 年）　２月●●日以降：審査・認定、活動場所の調整
- 令和９年（2027 年）　４月：認定通知、認定結果の公表
- 令和９年（2027 年）　夏頃：京クラ体験会の実施
- 令和１０年（2028 年）９月：京クラ本格実施（部活動の廃止に伴う移行）

※　認定状況に応じて、令和９年度以降に追加募集を行う場合がある。

９　その他

- 申請に要する一切の費用は申請者の負担とする。
- 申請フォームに入力いただいた情報等は、公文書公開請求がなされた場合、公開対象文書となる場合がある。
- 紙ベースで提出されたすべての書類等は返却しない。
- 京クラとしての認定は、あくまで活動単位で行うものとし、実施主体そのものを認定するものでない。
- 各施設の具体的な利用方法等については、追って個別にお知らせする。

10　お問合せ先

- 申請に関すること

 事務局　*【委託先業者名及び連絡先を記載（１１月中旬頃に決定予定）】*
- 部活動地域展開全般に関すること

 京都市教育委員会指導部部活動地域展開準備室

 【問合せフォームを作成予定】

 （℡：０７５－７０８－６５５１）

（参考）京クラの活動に当たっての支援について

現在、以下の各事項について検討を行っていますので、決まり次第随時お知らせします。ただし、あくまで検討中の事項であり、実施しない場合があります。

- 生徒・保護者等に対する会費・保険料等に係る支援
- 実施主体への支援（学校施設に係る使用料等の減免、ＩＣＴを活用した運営効率化の支援（実施主体と保護者・生徒間の連絡システム、参加費等の決済システム、指導者管理システム等）など）
- 京クラでの指導を希望する教職員等が従事しやすい環境の整備や人材バンクの整備・活用による指導者人材の確保、人材バンク登録者への求人情報の提供　等

〔参考資料〕

◎『京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針』

https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000343041.html

◎『京都市学校部活動地域展開実施計画の策定』

https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000356517.html

◎『「中学校部活動地域展開」に向けた子どものニーズに関するアンケート調査結果』

https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000353229.html